許可番号 第13-20-052592号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都東久留米市八幡町一丁目5番25号

氏 名 有限会社山下商事

代表取締役 山下 雅章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

## 東京都知事

小池百合子

許可の年月日

令和 3年 2月 3日

許可の有効年月日

令和 8年 2月 2日

1 事業の範囲

(1) 業の区分:処分(中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類(限定内容は2のとおり)

破 砕:廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず

(以上3種類)

2 事業の用に供する施設

所在地:東京都東久留米市八幡町一丁目5番8号

施設種類	産業廃棄物の種類 (限定内容)	単独 処理能力	混合 処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破砕	廃プラスチック類、金属くず、 ガラス・コンクリート・陶磁 器くずの混合物		A31 +/B	令和2年9月15日		\$1555 B
- V	(廃家電機器(特定家庭用機器再商品化法対象物を除く。) に限る。)	2000 CO	50,000	2,1124-97 19.11		

## 3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」 及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。
- 4 許可の更新・変更の状況

令和 3年 2月 3日 新規許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

